

一般用

令和元年分

消費税及び地方消費税の確定申告の手引き

個人事業者用

- この手引きは、消費税の課税事業者である個人事業者の方を対象に、消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）を作成する要領を説明しています。
- この手引きでは、一般的な事項について説明しています。
申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 令和元年分（平成31年1月1日から令和元年12月31日）の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限及び納期限は、**令和2年3月31日（火）**です。
振替納税をご利用の方は、令和2年4月23日（木）が振替日です。

《令和元年10月1日から軽減税率制度が実施されました！》

- 令和元年分の消費税及び地方消費税の確定申告に係る消費税等の税率は、次のとおりです。

区分 適用時期	令和元年9月30日まで (以下「旧税率」という)	令和元年10月1日から	
		標準税率	軽減税率
消費税率	6. 3%	7. 8%	6. 24%
地方消費税率	1. 7% (消費税率の17/63)	2. 2% (消費税率の22/78)	1. 76% (消費税率の22/78)
合計	8. 0%	10. 0%	8. 0%

（注）消費税等の軽減税率は、令和元年9月30日までの税率と同じ8%ですが、消費税率（6.3%→6.24%）と地方消費税率（1.7%→1.76%）の割合が異なります。

- 令和元年分の消費税及び地方消費税の確定申告書は、課税取引を旧税率が適用されたものと新税率（標準税率及び軽減税率）が適用されたものとに税率ごとに区分して記載（区分経理）した帳簿等に基づき作成する必要があります。詳しくは、手引き5ページをご覧ください。
※令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。
- さらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の軽減税率制度に関する特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
特設サイトでは、軽減税率制度に関する各種パンフレット・軽減税率制度に関するQ&Aなどを掲載しています。
- 軽減税率制度に関するご相談は、専用ダイヤル等（50ページ参照）で受け付けております。



基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書（第一表
及び第二表）
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等



税務署 この社会あなたの税がいきている

手引きの構成

① 基礎知識	3ページ	消費税及び地方消費税の確定申告に関する基礎知識を説明します。
② 確定申告の準備	6ページ	消費税及び地方消費税の確定申告書の作成に必要な書類を説明します。
③ 確定申告の流れ	8ページ	消費税及び地方消費税の確定申告について、基本的な計算方法から、納付までの流れを説明します。
④ 消費税の税額計算	12ページ	
⑤ 地方消費税の税額計算	25ページ	設例を参考に、申告書の記載方法を説明します。
⑥ 申告書（第一表及び第二表）の記入	28ページ	
⑦ その他の項目	32ページ	税額計算以外の申告書の記入方法を説明します。
⑧ 申告と納付	35ページ	申告書の提出方法と納付方法等を説明します。
⑨ 所得税の決算額調整	37ページ	消費税及び地方消費税の納付税額又は還付税額を算出した後の所得税の決算額調整方法を説明します。
⑩ 下書き用申告書等	38ページ	提出書類等の見本を掲載しています。下書き用としてご利用ください。
○ 消費税課税取引の判定表	47ページ	青色申告決算書等の科目ごとに、消費税の課税取引になるかどうかのおおよその基準を示した、判定表を掲載しています。
○ リバースチャージ方式について	48ページ	リバースチャージ方式による申告が必要な場合について説明します。
○ 中小事業者の方の税額計算の特例	49ページ	課税資産の譲渡等の税込価格又は課税仕入れに係る支払対価の額等を税額の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者を対象とする税額計算の特例（経過措置）を掲載しています。
○ 軽減税率制度等のお問合せ先	50ページ	軽減税率制度等のお問合せ先について掲載しています。
○ 振替納税の新規（変更）申込み	52ページ	振替納税の新規（変更）の申込みのための振替依頼書を掲載しています。

申告書記入についての注意事項

OCR入力用の確定申告書は、機械で読み取ります。

記入する際は、次の事項に注意してください。

- ・申告書を汚したり、穴を開けたりしないでください。
- ・黒いインクのボールペンを使用してください。
- ・記入する際は、指定のマス目の中に、大きく、丁寧に記入してください。

縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる



はみだす つづける くずす かたむける

国税に関する一般的なご相談は、電話相談センターにお電話ください。

国税庁では、納税者の方からの国税に関する一般的なご相談を、各税局及び国税事務所が設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けています。

最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに従って「1」番を選択することにより、電話相談センターに転送され、担当者がお受けします。

（注）・ガイダンスの途中でも選択できます。

・「番号が確認できません。」という案内があった場合は「トーン切替ボタン」（*など）を押してから選択してください。

国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）では、消費税に関する法令解釈通達、質疑応答事例、タックスアンサー（よくある税の質問）や消費税の改正などの各種パンフレットなどを掲載しています。また、申告や届出に際し必要な様式をダウンロードすることができますので是非ご利用ください。